

## [事案 23-176] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 6 月 28 日 裁定不調

### <事案の概要>

銀行窓口で加入したドル建て終身保険について、錯誤により契約させられたものであるとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

銀行窓口で米国ドル建て終身保険を勧誘され、契約を申込んだ後、特別条件が付加されることとなったが、下記のとおり解約返戻金率に変更になることの説明がなく、錯誤により契約を締結させられたので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 平成 23 年 2 月に、銀行の店舗において、保険料を 6.8 万米ドル(3 年分全期間前納)、保険金額を 19 万米ドルで本契約の申込みをしたが、その際、解約返戻金率(契約解約時の既払込保険料の戻り割合)が 100%を超えるのは 5 年経過以降であった。
- (2) 同年 3 月に加入診査を受けたところ、本契約に特別条件が付加されることになり、保険金額を減額し保険料を当初予定範囲内に抑えることにした。この際募集人からは、特別条件付加後の契約内容について資料を使用しての説明はなされなかった。自分が本契約の申込みをする理由の一つは 5 年経過で解約返戻金率が 100%を超える点にあることを募集人に伝えていたが、解約返戻金率が 100%を超えるのが 5 年経過以降から 8 年経過以降に変更になることの説明がなかった。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- ・募集人は、特別条件の説明の際、保険金を減額変更する方法をとる場合、解約返戻金率に変更があることを、申立人に「特別条件付減額(内容変更)試算表」を用いて説明し、同資料を交付している。申立人から減額変更について了解を得ており、その上で、申立人から特別条件承諾書への署名も取得している。募集人は、契約締結に際し、契約締結前交付書面等を提示して、契約に関する説明を行っており、申立人は、契約の申し込みに必要な書類すべてに自署押印している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき下記のとおり審理した。審理した結果、募集人の陳述を前提にした場合でも、解約返戻金率について募集人には説明義務違反が認められる。ただし、申立人に示されたと推認される資料を注意して見れば、解約返戻金率が 100%を超える年数に変更があることの確認は可能であり、申立人はこれを慎重に確認すべきであったといえる事情を斟酌したうえ、本件は、和解により解決するのが相当であると判断し、和解案の受諾勧告を行った。しかし、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 38 条 2 項にもとづき裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1) 錯誤無効について

①申立人に、解約返戻金率が100%を超える年数についての錯誤があったとしても、その錯誤は動機の錯誤といえ、民法95条の錯誤に該当するためには動機が表示されている必要があるが、本件で、申立人が申立契約の申込みをする理由の一つが5年経過で解約返戻金率が100%を超える点にあることを募集人に伝えたかについては、申立人と募集人の言い分は異なり、また、申立人の言い分を認めることができる他の証拠もないので、動機の表示がなされたと認めることは困難である。

②仮に動機が表示されていたとしても、要素の錯誤に該当する必要があるが、保険契約においては、保障内容が契約者の重要な関心事といえ、解約返戻金率が100%を超えるのが5年経過以降であることは契約の要素とはいえず、要素の錯誤には該当しない。よって、錯誤無効の主張は認められない。

## (2) 説明義務違反の主張について

①申立人は、特別条件付加後の契約内容について資料を使用した説明はなされていない旨を主張するが、この点について、募集人は、新たな解約返戻金の推移について、解約返戻金額例表を示し、解約返戻金の金額が記載された欄を上から下になぞるように指で示し、それを申立人が目視する形で説明したが、解約返戻金率が100%を超える具体的な年数の指摘はしなかった旨を陳述しており、申立人の言い分とは異なるため、そもそも説明がなかったとの申立人の主張を直ちに認めることはできない。

②保険会社は、保険契約の締結に当たり、契約の重要事項（一般人が契約の締結について、合理的な判断をなすのに必要な事項）について説明する義務を負っており、特に重要な事項については、募集人による口頭での説明が望まれる事項といえる。保険契約の種類によっては、元本保証の有無や条件は特に重要な事項となる場合があり、本契約においては、これが特に重要な事項と認められ、募集人も、解約返戻金率が100%を超える年数は本契約の「ポイントである」ことを認めている。また、特別条件が付加された場合の契約内容において、保険金額の減額と保険料を当初予定範囲内に抑えることは容易に理解できるが、解約返戻金率の変更については容易に理解できるとはいえない。従って、募集人は、解約返戻金率が100%を超える年数の変更について、具体的な年数を指摘したり、申立人が資料を確認できる時間を十分にとるなどして説明すべきであったといえる。